

八戸市新商品特定随意契約認定制度

応募の手引き

商工労働まちづくり部商工課

1. 認定制度の目的

平成 16 年 11 月に地方自治法施行令の一部が改正され、「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として、市長の認定を受けた事業者が新商品として生産する物品については、一定の手続きのもと、随意契約ができるとの規定が追加されました。

そこで、市では、新商品開発など新事業創出に取り組む事業者を「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として認定し、市内産業の活性化を図るため、「八戸市新商品特定随意契約認定制度」を創設しました。

2. 認定による効果

- (1) 当該制度において、申請した新商品開拓実施計画が市長の認定を受けると、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 4 号による「新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者」として台帳に記載され、市で新商品を購入する際、通常の入札制度によらない随意契約による購入が可能となります。

※認定自体が新商品の購入を約束するものではありません。また、市が物品として購入できるものに限りです。

※認定商品の品質等を市が保証するものではありません。

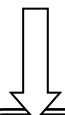
- (2) 認定商品については、市の機関に紹介するとともに、市のホームページで公表し、広く周知することから、PR 効果が期待されます。

3. 認定手続きの流れ

① 市による認定事業者の募集

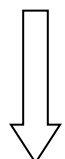


② 申請書の作成、必要資料の準備



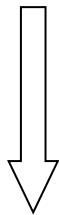
申請書は市ホームページからダウンロードしご使用ください。

③ 申請書類の提出



募集期間内に持参または郵送（募集期間内必着）でご提出ください。
なお、提出いただいた書類は返却いたしませんので、予めご了承ください。

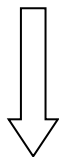
④ 審査会での審査



有識者及び市の関係課の担当で構成する審査会において新商品の新規性や調達可能性等の審査を行います。

※県の「レッツ Buy あおもり新商品認定事業」において既に認定を受け、かつその認定期間内にある商品については、市による審査を経ずに認定します。

⑤ 市の認定



審査会での審査結果を踏まえ、市長が認定します。

認定期間は、認定日から起算して3年経過後に最初に到来する3月末までとなります。（2年間に限り期間延長可能）

⑥ 市による認定事業者の公表

認定された事業者は、対象となる新商品とともに市のホームページ等で公表します。その際、新商品の概要の作成や画像データ等の提供をお願いいたしますので、ご協力をお願いいたします。

※本制度により認定された事業者の生産する新商品を市が随意契約によって調達する場合、市の契約方法の原則である機会均等、透明性及び公平性を確保するために、以下のとおり公表を行ないます。

【随意契約による発注の前】契約の発注予定数量、納期、契約の相手方の決定方法や選定基準、申請方法、新商品の内容等

【随意契約を締結した後】契約の相手方となった者の名称・住所、契約の金額・数量等、契約の相手方の選定理由、新商品の内容等

4. 認定基準について

認定を受けるためには、認定基準に沿った計画であることが前提となります。事前に要綱等をご覧いただき、基準を満たしているかどうかご確認ください。

（1）認定基準

①対象となる方

ア. 市内に本店または主たる事業所を有する事業者の方

イ. 市内に工場または事業場を有する事業者の方

①市での使用が見込まれる「新商品」を生産している方が対象となります。生産工程の一部を外注等により行う場合も対象となります。

②申請者にとって、「新たな事業分野の開拓」である必要があります。ただし、「新商品」が既に一般的な流通経路で広く販売されているものは対象外とします。

②対象となる商品

次のいずれにも適合する商品を対象とします。

ア．新規性

既に企業化されている商品とは別個の範疇に属するもの、または既に企業化されている商品と同一の範疇に属するものであっても、著しく異なる使用価値を有し、実質的に別個の範疇に属するもの(これまでにない新しい商品か、性能・機能等が著しく優れているもの)。

イ．有用性

事業活動に係る技術の高度化もしくは経営の能率の向上、または住民生活の利便の増進に寄与するもの(企業活動や住民生活の役に立つもの)。

ウ．生産方法等の妥当性

新商品の生産の実施方法(生産方法、販売方法、保守管理方法を含む)並びに実施に必要な資金の額・調達方法が適切であるもの。

エ．規格・法令等への適合性

商品が各種規格（JIS 等）に適合すること。

オ．市による使途見込み

市による調達が可能であり、用途の可能性が現実的であること。

カ．その他

実施計画が公序良俗に反しないこと。

【認定の対象外となるもの】

- ① 本制度は、市による物品の調達を対象としているため、役務（業務委託）は対象となりません。
- ② 「医薬品」「農水産物」「加工飲食料品」は対象外とします。
- ③ ソフトウェア等で、購入にあたってカスタマイズ（個別の使用に基づく生産）を前提とするものは、業務委託によるものとして、本制度の対象外とします。また、ソフトウェアのうち、コンテンツ（収録物を表示させる用途のもの）については、既に認定を受けているものと機能・用途が同等であれば、表示内容の違いによる新規性は認められないため対象外とします。
- ④ その他、本制度による新商品の対象外の例
 - 材料（素分）、分量、意匠、価格を変えただけで新商品の用途や機能、性能等が既存の商品と変わらないもの。
 - 名称を変えただけの商品。
 - 既に認定された事業者が生産する新商品と同等の商品。
 - 原材料、内容物が特定・明示されていないもの。

5. 応募方法等について

（1）募集期間

市のホームページに掲載します。

（2）申請書類

○「新商品生産による新たな事業分野の開拓の実施に関する計画に係る認定申請書」

【添付書類】

- ・直近の営業期間の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書
（これらの書類がない場合は、最近一年間の事業内容等の概要を記載した種類）
- ・定款及び登記簿謄本
- ・その他新商品に関する資料
（パンフレット、写真、その他新商品の品質等を客観的に証する資料等）

（3）申請方法

持参または郵送（募集期間内必着）にてご提出ください。

（4）申請先及び問い合わせ先

八戸市商工労働まちづくり部 商工課 商工振興グループ
〒031-8686 八戸市内丸一丁目 1-1（八戸市庁別館 5階）
TEL: 0178-43-9242 FAX: 0178-43-2146
E-Mail: shoko@city.hachinohe.aomori.jp

(5) 結果の通知

審査の結果については、書面にて通知します。

認定となった方には、市ホームページ等による公表内容の原稿作成等を行なっています。

(6) スケジュール

内 容	期 間
申請者の募集	1 か月間程度
審査会開催	募集期間終了後 1 か月程度
認定者の決定及び通知	審査会后 10 日程度
市ホームページ等による PR	認定通知後 10 日程度